

(広報資料)



令和4年3月10日
京都市保健福祉局

担当：医療衛生推進室医療衛生企画課
新型コロナウイルスワクチン接種事業担当
TEL: 075-222-3423

新型コロナウイルスワクチン接種事業

5歳から11歳の子どもの集団接種の実施等について

5歳から11歳の子ども（以下「子ども」という。）の新型コロナウイルスワクチン接種について、本市では、3月7日から3月18日まで、接種が推奨されている重症化リスクの高い基礎疾患を持つ子どもの優先接種期間としています。

3月19日から全ての子どもの接種を開始するのに合わせ、京都市役所会場で集団接種を実施するとともに、子どもへの接種を実施し公表可能な医療機関を本市ポータルサイトに掲載しますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 京都市役所会場での集団接種

(1) 概要

[実施期間]

令和4年3月20日（日）～7月17日（日） 計32日間

1回目接種	2回目接種
3月20日（日）	4月10日（日）
3月26日（土）	4月16日（土）
4月2日（土）～4月3日（日）	4月23日（土）～4月24日（日）
4月30日（土）～5月1日（日）	5月21日（土）～5月22日（日）
5月7日（土）～5月8日（日）	5月28日（土）～5月29日（日）
5月14日（土）～5月15日（日）	6月4日（土）～6月5日（日）
6月11日（土）～6月12日（日）	7月2日（土）～7月3日（日）
6月18日（土）～6月19日（日）	7月9日（土）～7月10日（日）
6月25日（土）～6月26日（日）	7月16日（土）～7月17日（日）

[実施時間]

午前11時から午後5時まで

[接種枠]

1日当たり200人

[接種会場]

京都市役所会場（京都市役所本庁舎 地下）※ ゼスト御池「市役所前広場」から直結
所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

※ 小児救急を担う医療機関等の小児科医が常駐します。

[使用ワクチン]

ファイザー社の小児用ワクチン

(2) 予約方法等

[予約受付開始日時]

令和4年3月11日（金）正午

[予約方法]

本市ポータルサイト（WEBシステム）から、希望される接種日時で御予約ください（1回目接種を終えた方の2回目接種の日時は、会場で御案内します（御自身での予約は不要））。

※ 電話での予約受付は行っておりません。

※ 京都市が発行した接種券をお持ちの方が対象となります。

※ 予約には接種券に記載の接種券番号が必要となります。併せて、被接種者の氏名、生年月日、日時（複数）等を御準備いただくとスムーズに対応できます。事前にマイページの作成も可能です。

※ 本市ポータルサイトに予約方法のマニュアルを掲載しています。

※ 子ども（5歳から11歳）以外の方は対象外となります。

(3) 接種当日の持ち物

- 接種券
- 母子健康手帳
- 保護者（親権者又は後見人）又は保護者の代わりに同伴される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- 予診票（事前に御記入をお願いします。）
- お薬手帳（お持ちの方のみ）
- 委任状（保護者の方が同伴できない場合のみ）

※ 「接種券」、「母子健康手帳」、「保護者又は保護者の代わりに同伴される方の本人確認書類」及び「委任状」（保護者の方が同伴できない場合のみ）をお忘れの場合、ワクチンの接種は受けられません。

※ 接種にあたっては、原則として、保護者の方の同伴が必要となります。保護者の方が同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段から熟知し、保護者の代わりに務められる方の同伴でも構いませんが、その場合は、委任状（別紙）の提出が必要です（委任状の様式は、本市ポータルサイトにも掲載しています。）。

※ また、予診票上の「被接種者又は保護者自署」欄には、保護者の署名が必要となり、署名がない場合、ワクチン接種は受けられません。

2 子どもへの接種を実施する医療機関の本市ポータルサイトへの掲載

子どもへの接種を実施し、公表可能な医療機関について、順次本市ポータルサイトに掲載します。

[掲載開始日]

令和4年3月11日（金）

[掲載医療機関数]

45箇所（公表可能な医療機関は順次掲載します。）

[予約方法]


- 身近な診療所・病院等のある方は医療機関に直接予約
- 定期的に受診する医療機関のない方は、京都府医師会の「京あんしん予約システム」や医療機関のWEB予約システム等から予約

※ 通常診療に支障がないよう、かかりつけ患者に限定して接種する医療機関等があります。かかりつけの医療機関のある方は、まず、かかりつけ医等に御相談ください。

3 その他


- 無料で接種できます。
- 接種は強制ではありません。また、11歳以下の子どもの接種に努力義務はありません。厚生労働省作成の「新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」や「新型コロナワクチン接種についての説明書」等をお読みいただき、接種の効果や副反応等のリスクを十分御理解いただいたうえで、お子様と一緒に、接種について御検討ください。

<参考>

- 京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイト ※ 多言語対応
ワクチン接種を実施している医療機関を検索できるほか、WEBサイトで予約受付を行っている医療機関を掲載しています。
 - ・ ホームページアドレス <https://vaccines-kyoto-city.jp/>
 - ・ 二次元コード 

- 京都市新型コロナワクチン接種コールセンター ※ 多言語対応
 - ・ 受付時間 午前8時30分～午後5時30分（土曜日・日曜日・祝日も対応）
 - ・ 電話番号 050-3310-0371
0570-040808（通話定額プラン等でも料金が発生します。）
075-950-0808
 - ・ FAX番号 075-950-0809
- ※ おかけ間違いのないよう、今一度、番号を御確認ください。

- 京都府医師会「京あんしん予約システム（LINE）」
京都府医師会ホームページ及び本市ポータルサイトからアクセスできます。

- 京都市LINE公式アカウント
ポータルサイトはLINEからアクセスできます。
ぜひこの機会に、京都市LINE公式アカウントの友だち登録をお願いします。
 - ・ LINEの友だち登録はこちらから ⇒ 

委任状

私（保護者）は、子どもが新型コロナワクチン接種を受けるに当たり、やむを得ない事情により同伴できないため、接種を受ける子どもの健康状態を普段から良く知っている親族等で適切な者（祖父母等）を代理人として委任いたします。

また、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性などについて、予診を担当する医師から説明を聞いた代理人の同意をもって、保護者の同意といたします。

_____年 ____月 ____日

被接種者（子ども）

氏名 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

保護者（委任者）

住所 _____

氏名（自署） _____

緊急時の連絡先 _____

代理人（同伴者）

住所 _____

氏名（自署） _____

被接種者との続柄 祖父・祖母・叔父・叔母 その他（ _____ ）

※ 予診票の保護者自署欄には、『保護者』が署名してください。

- ※ 予防接種を受ける場合、原則として、保護者（親権を行う者又は後見人）の同伴が必要です。
- ※ やむを得ない事情により保護者以外の方（接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っている親族等で適切な方（祖父母等））が同伴する場合は、保護者がこの委任状を記入し、予診票に添えて接種を受ける場所（集団接種会場）に提出してください。
原則として、委任状の提出がない場合は、接種できません。

※ この委任状は、予診票と合わせて保管すること。